

平成23年度 第1回芦屋市立義務教育諸学校教科用図書採択協議会 会議録

日 時	平成23年6月7日(火) 13:30~14:30
場 所	芦屋市役所北館4階 第8会議室
出席者	委員長 長谷川 則光 副委員長 目黒 強 委 員 笠原 清次 木下 新吾 丹下 秀夫 今泉 亜紀 事務局 北野 章 岡田 力 野村 実貴
会議の公表	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱式
- (2) 教育長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長・副委員長選出
- (5) 報告事項
平成24年度使用教科用図書採択方針について
- (6) 協議事項
 - ① 調査研究専門員について
 - ② 調査研究の観点について
 - ③ 今後の調査日程について
- (7) 連絡依頼事項

2 提出資料

- 資料1 教科書採択期間について
- 資料2 平成24年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に関する基本方針
(県および市)
- 資料3 平成23年度使用教科用図書一覧表

3 審議経過

上記の協議事項について、事務局より説明を行い、以下の質疑応答を行った。

(笠原委員) 今後の教科書採択の日程について説明いただきたい。

(事務局) 6月8日に調査研究専門員会を開催し、調査研究の委嘱を行う。その後、専門員は調査を実施し、その結果を7月26日の第2回の採択協議会に報告する。採択協議会では専門員からの報告を受けて協議を行い、教育委員会に結果を答申する。この答申をもとに8月の教育委員会で採択教科書が決定する。教科用図書の無償措置に関する法律施行令により教科書の採択は8月31日までにを行うことが定められている。

(目黒副委員長) 調査報告に必ず含める観点をもう少し明確に示してはどうか。示さないと、例えば報告書にカラーユニバーサルデザインの記述がない場合には、その観点が論議されてないのか、または漏れ落ちているのかわからず、同じ質問を何度もすることになる。

- (事務局) 10 観点程度を例示し、5 点程度を各教科で選ぶようにしたいがどうか。
- (長谷川委員長) それでは報告書の観点が教科によって異なることになる。単元構成や学習指導要領との関連など、外すことができない観点があると思う。観点をある程度、統合して示してはどうか。
- (事務局) 事務局の方で整理することで検討する。
- (笠原委員) 報告書の記入例の中で、各教科とも採択候補の教科書を2社選び、その中のどちらを第一候補とするかを明記することになっているが、候補順位を調査専門員会がつけることでよいのか。調査専門員会の段階では候補順位をつけず候補の2社を並列で示して報告する方がよいのではないか。
- (長谷川委員長) 2社の教科書が全く並列で提示された場合、協議会の中で短時間に候補の教科書に候補順位をつけることは難しい。専門性のある専門員から原案として候補順位も含めた報告をしてもらう方が協議会としては議事が進めやすいと思う。
- (事務局) 事務局としては報告書に第1候補を優先する理由を必ず記載してもらうことで進めたい。あくまで調査資料であるので、それでそのまま決定ではない。また候補理由が不十分な場合は、協議会は専門員会に再調査を依頼することもできる。調査資料はそのまま教育委員会に答申するのではなく、協議会で一定の判断をして答申書にまとめることになる。
- (目黒副委員長) 事前に採択協議会委員も教科書に目を通したい。可能か。
- (事務局) 可能である。打出教育文化センターでも教科書の見本を展示するので利用していただきたい。

4 結論

(1) 調査研究専門員について

- ア 中学校全種目および特別支援学級用一般図書について調査研究専門員会を設置する。
- イ 調査研究専門員会の構成については、各種目とも校長または教頭1名、教諭5名以下とする調査専門員(案)を承認する。

(2) 調査研究の観点について

- ア 「配列と構成」「学習指導要領との関連」等のいくつかの観点をどの教科についても必ず調査研究の観点到含める。
- イ 協議会が定めるもの以外の調査研究の観点を各教科の調査研究員会独自に追加することができる。

(3) 今後の調査日程について

- ア 調査研究専門員は検定教科書および一般図書の調査結果を、次回の協議会(7月26日開催)で報告する。
- イ 協議会は調査結果の報告を受け、答申書を教育委員会に提出する。

以上